



宮崎県公報

令和8年1月5日(月曜日) 第676号

発行 宮崎県

印刷 宮崎市旭1丁目6番25号
K・Pクリエイションズ株式会社発行定日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 64,800円

目次

頁

告示

- 指定障害福祉サービス事業の廃止 (障がい福祉課) 1
- 保安林の指定予定 (自然環境課) 1
- 保安林の指定(3件) (自然環境課) 1

- 保安林の指定予定の通知(2件) (〃) 2
- 保安林の指定施業要件の変更予定の通知 (〃) 2

公告

- 土地改良区の役員の就任の届出 (団体指導検査課) 3
- 土地改良区の定款変更の認可 (〃) 3
- 家畜人工授精講習会修業試験の合格者 (家畜防疫対策課) 3

告示

宮崎県告示第1号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和8年1月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4510201272	サポートライフゆきわりそう	都城市鷹尾4-13-30	一般社団法人ゆきわりそう	都城市鷹尾4-13-30	令和7年12月30日	居宅介護、重度訪問介護、同行援護

宮崎県告示第2号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和8年1月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字不土野字不土野1475、1518-4
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
 - 字不土野1475・1518-4 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第3号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和8年1月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林の所在場所 日南市北郷町北河内字荒田2355、2356-3、2365-3
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第4号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和8年1月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林の所在場所 日向市大字平岩字南谷2717、2717-乙、2718から2720まで、2720-乙、2724-3、2724-14、2724-ハの2

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第5号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和8年1月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林の所在場所 日向市大字平岩字馬ノコ子3923-3、字ヒキケ谷3975-3

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第6号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和8年1月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡高千穂町大字押方字今越2191-3、2191-19から2191-22まで

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西臼杵支庁並びに高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第7号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和8年1月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字七折字東山10567-1、10567-2

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第8号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和8年1月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 小林市・えびの市・西諸県郡高原町(以上2市1町について次のとおりとする。)

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

小林市・西諸県郡高原町(以上1市1町について次のとおりとする。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡

以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西諸県農林振興局並びに小林市役所、えびの市役所及び高原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により、大淀川右岸土地改良区(宮崎市)の役員の就任について次のとおり届出があった。

令和8年1月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

就任した役員

役名	氏名	住所
理事	平原浩高	宮崎市田野町乙9158番地4

(任期:令和9年3月31日まで)

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、大淀川右岸土地改良区(宮崎市)から令和7年11月11日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和8年1月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

令和7年10月22日から11月26日まで開催した家畜人工授精に関する講習会の修業試験の合格者は、次の受講番号のとおりである。

令和8年1月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

2 3 4 5 6 7 8 9 10 11

